

◎新潟県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり灰爪堰管理規程、滝谷頭首工管理規程、十日市頭首工管理規程、大塚頭首工管理規程、新田堰管理規程及び大川堰管理規程の変更を認可した。

令和6年2月9日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号
柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
令和6年2月1日
- 3 認可した管理規程の概要
 - (1) 灰爪堰管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 堰及び取水ゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (2) 滝谷頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (3) 十日市頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (4) 大塚頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (5) 新田堰管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
 - (6) 大川堰管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則